

立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の公布による。

立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年立川市条例第24号）の一部を次のように改正する。  
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>（個人情報の取扱い等）</p> <p>第14条 指定管理者は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により、</u>その管理する公の施設に係る管理の業務を行うに当たり、保有する個人情報の漏えい、<u>滅失又は毀損の防止</u>その他の保有する個人情報の<u>安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2及び3 ……略……</p>	<p>（個人情報の取扱い等）</p> <p>第14条 指定管理者は、<u>立川市個人情報保護条例（平成元年立川市条例第55号）の趣旨にのっとり、</u>その管理する公の施設に係る管理の業務を行うに当たり、保有する個人情報の漏えい、<u>改ざん、滅失、き損等の防止</u>その他の保有する個人情報の<u>適正な管理について必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2及び3 ……略……</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。